

2023年（令和5年）以後の適用 保険実務コース改正一覧

項 目 2023年度	詳 細 内 容
出産育児一時金 家族出産育児一時金 保険体系 【P.35、P41】	出産育児一時金が増額されています。 原則として一児につき <u>40万8千円</u> ← 48万8千円 (一定の場合 <u>42万円</u>)が支給される。 ↑ 50万円 ※ 上記の改正は、令和5年4月1日以降の出産から適用されます。
国民年金の保険料率 保険体系 【P.51】	保険料改定率に変更されています。 $17,000円 \times \text{保険料改定率} = 16,590円$ ← 16,520円 ↓ 0.976 ← 0.972 ※ 上記の改正は、令和5年4月1日以降から適用されます。
老齢基礎年金の額 保険体系 【P.54】	老齢基礎年金の金額に変更されています。 $780,900円$ → 67歳以下…795,000円 68歳以上…792,000円 ※ 上記の改正は、令和5年4月1日以降から適用されます。
65歳前の在職老齢年金 保険体系 【P.63】	在職老齢年金の支給停止額に用いる上限額が <u>47万円</u> から 48万円 に変更されています。 ※ 上記の改正は、令和5年4月1日以降から適用されます。
健康保険・厚生年金保険の保険料率の変更 保険体系 【P25】 社会保険実務 【P28】	令和5年度の健康保険・厚生年金保険の保険料率が改定されております。 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r05/r5ryougaku/hyou3gatukara/
雇用保険法 基本手当日額の変更 労働保険実務	年齢別上限額の設定に変更されています。 000968115.pdf (mhlw.go.jp) ※ 上記の改正は、令和4年8月1日に新様式が掲載されています。

2023年（令和5年）以後の適用 保険実務コース改正一覧

【P.49、P.105】	
労働保険料 雇用保険料率の変更 労働保険実務 【P.80、P.130】	雇用保険料率に変更されています。 https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf ※ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率厚生労働省のHPに発表されています。